

富士市総合体育館整備基本構想

平成 30 年 6 月

富士市

【目次】

1.	現状と課題	1
1.1.	背景・現状	1
ア	社会情勢	1
イ	総合体育館建設を巡る経緯	2
ウ	本基本構想の目的	2
エ	本基本構想の位置づけ	3
1.2.	本市のスポーツ施設利用状況と考察	4
ア	市立体育館の利用状況	4
イ	市内学校開放施設別利用状況	6
ウ	利用状況等の考察	7
1.3.	世論調査結果と考察	8
1.4.	過去の検討内容と関係団体のニーズ	16
ア	富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書	16
イ	富士市体育協会の要望事項	18
ウ	過去の検討内容と関係団体のニーズについての考察と考え方	20
1.5.	県内自治体の総合体育館の現状と考察	21
ア	スポーツの実施目的等に応じた施設規模等の検討	21
イ	県内自治体の総合体育館の施設構成等	22
ウ	県内自治体の総合体育館の現状の考察	24
1.6.	現状及び課題整理と基本構想における方向性のまとめ	25
2.	基本構想	28
2.1.	基本コンセプト	28
ア	必須条件	28
イ	戦略的位置づけ	28
ウ	事業手法	28
2.2.	基本理念及び目標	29
2.3.	基本方針	31
2.4.	施設規模・整備	32
ア	施設規模	32
イ	概算工事費	33
ウ	施設運営	33
2.5.	基本計画で検討する事項	34
2.6.	建設までの流れ	35

3.	参考資料 1 : 法令及び各種計画等との関連.....	36
3.1.	スポーツ施策関連法令.....	36
3.2.	国のスポーツ関連計画及びガイドライン	36
3.3.	県のスポーツ関連計画.....	37
3.4.	本市の上位計画及び関連計画.....	38
4.	参考資料 2 : 富士総合運動公園の位置と概要	41

1. 現状と課題

1.1. 背景・現状

ア 社会情勢

政府は、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指すために、スポーツ基本法を平成 23 年に制定しました。

平成 25 年 9 月には、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の日本開催が決まり、これらを背景として、平成 27 年 10 月にスポーツ庁が設立されました。

スポーツ庁は、健康増進に資するスポーツの機会の確保、障害者スポーツの充実、スポーツを行える多様な場の創出、スポーツを通じた地域おこし等を目指しています。

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は東京だけでなく、他都市においても大会の開催、練習、事前キャンプ、聖火リレー、文化プログラムなどにより地域を活性化させるチャンスとなります。

特に内閣官房が進めるホストタウンは、多くの自治体が登録をしており、「共生社会ホストタウン」、復興「ありがとう」ホストタウンも設置され、今後も増えていくことが想定されます。観光立国の実現に向けた政府の取組や人々の健康志向もあり、スポーツツーリズムのニーズは今後も増えていくことが想定されます。

これらは、スポーツ産業の活性化にも重要であり、スポーツ庁及び経済産業省は、スポーツ産業活性化に向けた基本的な考え方として、「ポスト 2020 年を見据えた、スポーツで収益を上げ、その収益をスポーツへ再投資する自律的好循環モデルの形成」、「新たなスポーツ市場の創出」をあげています。

本市では平成 28 年 3 月に策定した「富士市スポーツ推進計画後期計画」で、重点施策として、障害のある人のスポーツ推進、スポーツボランティアの育成、合宿・各種競技大会の誘致・推進、富士山を活かしたスポーツの推進の 4 点を掲げ、目標達成に向けて様々な施策に取り組んでいます。

一方で、地方公共団体においては、過去に建設された公共施設等がこれから更新時期を迎え、財政は厳しい状況が続き、また、人口減少・少子化等により今後の公共施設等の利用需要が変化していくことが見込まれます。財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設全体の最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行っていく必要があります。

そのため、平成 26 年 4 月に国は地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請しています。

本市では、公共施設の多くが老朽化し、更新に係る費用が莫大な額になると見込まれる中、将来に過度の負担をかけることのないよう「富士市公共施設再編計画」に基づいた公共施設マネジメントを実施しています。

イ 総合体育館建設を巡る経緯

昭和 46 年に策定した第二次富士市総合計画(計画期間=昭和 46 年～昭和 60 年)の中に、施策の基本的方向のひとつの柱である「体育施設の整備拡充」として、「市民スポーツ公園(総合グラウンド)等の建設」が盛り込まれ、陸上競技場や野球場などの屋外スポーツ施設とプール、体育館などの屋内施設を整備し、将来的に総合スポーツセンターの機能を持たせる、とする基本構想が示されました。

その後、昭和 54 年に策定した富士市新総合計画において、施設名称にはじめて「総合運動公園」が用いられ、引き続いて昭和 61 年に策定した第三次総合計画(計画期間=昭和 61 年～昭和 70 年=平成 7 年)の基本計画の中で、「総合運動公園の整備」の具体的方向性として、「総合体育館」の建設をあげています。

さらに、この第三次総合計画と前後して昭和 60 年に策定した富士総合運動公園基本構想・基本計画案において、当該施設は、現在の静岡県富士水泳場建設地付近に具体的な施設機能と施設規模を明らかにして示された経過があります。

この案によると、当該施設を「第一体育館」とし、昭和 53 年 3 月に整備された現在の富士総合運動公園体育館(当時の勤労者体育センター)を「第二体育館」と位置づけています。

富士総合運動公園体育館には観客席がなく、また高校総体に合わせて改修された富士体育館には、観客席は設置されているものの、駐車車両の収容台数が限られているため、一定レベルの競技会を開催できない状況です。

第四次富士市総合計画に総合体育館の検討が組み込まれるとともに、平成 20 年度の施政方針の中に基本構想策定が盛り込まれました。当該構想案は、関係者及び市民の率直な声を集約しながら改めて策定するとの考えから、富士市総合体育館及び武道館基本構想策定委員会を設置し、施設整備の形態や施設の機能規模が検討され、平成 21 年に富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書が提出されました。しかし、その後は新たなごみ処理施設建設などの財政需要の増加により、建設が先延ばしになっていました。

そのような中、市議会においては平成 28 年 6 月定例会で市長が富士総合運動公園内への総合体育館建設と基金の創設について明言し、同年 11 月に富士市総合体育館建設基金条例を制定しました。また、平成 29 年 2 月定例会では平成 30 年 6 月までに基本構想を策定するとの方針を示し、総合体育館建設に向けた準備を進めています。

ウ 本基本構想の目的

上記のとおり、総合体育館整備に当たっては過去より幾度か検討が重ねられてきた中、国の施策や経済状況、本市の財政状況や公共施設マネジメントによる施設整備の見直し等により、スポーツ施設整備を取り巻く環境は変化しています。そのため、総合体育館建設に向けて、平成 21 年に提出された富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書の内容等を参考にしながら、改めて近年のスポーツ施設整備における最新の現状分析を行い、社会情勢の変化に対応した新たな基本構想を策定します。

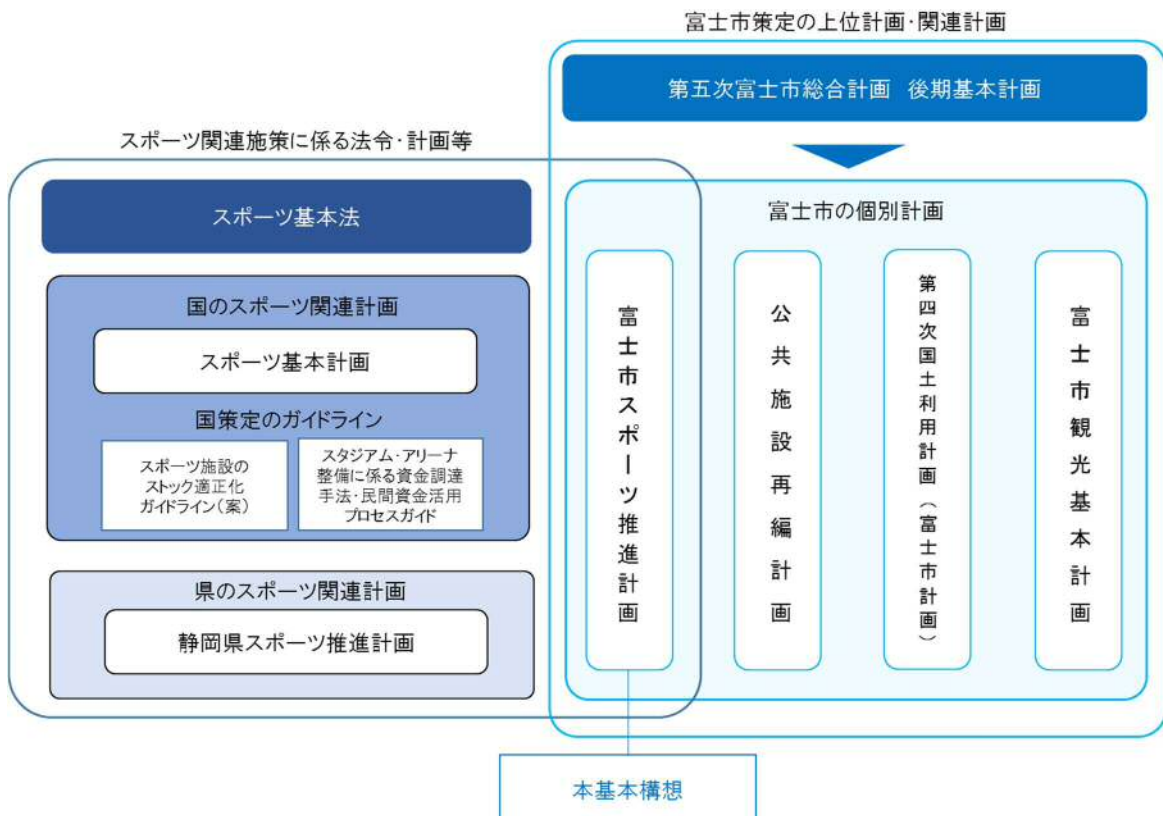
本基本構想では、現状や課題等を把握・整理し、基本コンセプト、基本理念、基本方針等を示していきます。

なお建設場所については、東名・新東名高速道路のインターチェンジから近く、富士山の眺望もよく、既存スポーツ施設が充実していることから、第四次国土利用計画（富士市計画）で「スポーツウェルネス交流ゾーン」内に設定されている富士総合運動公園内を基本とします。

今後、本基本構想を基に、さらに詳細な規模や機能を示した基本計画を策定し、その後基本設計、実施設計を経て建設に進む流れとなります。

エ 本基本構想の位置づけ

本基本構想は富士市スポーツ推進計画に掲げた目標や施策を具体化するものです。富士市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法、国のスポーツ基本計画、県のスポーツ推進計画などの法令や上位計画との整合性を図り策定した、第五次富士市総合計画の個別計画となります。



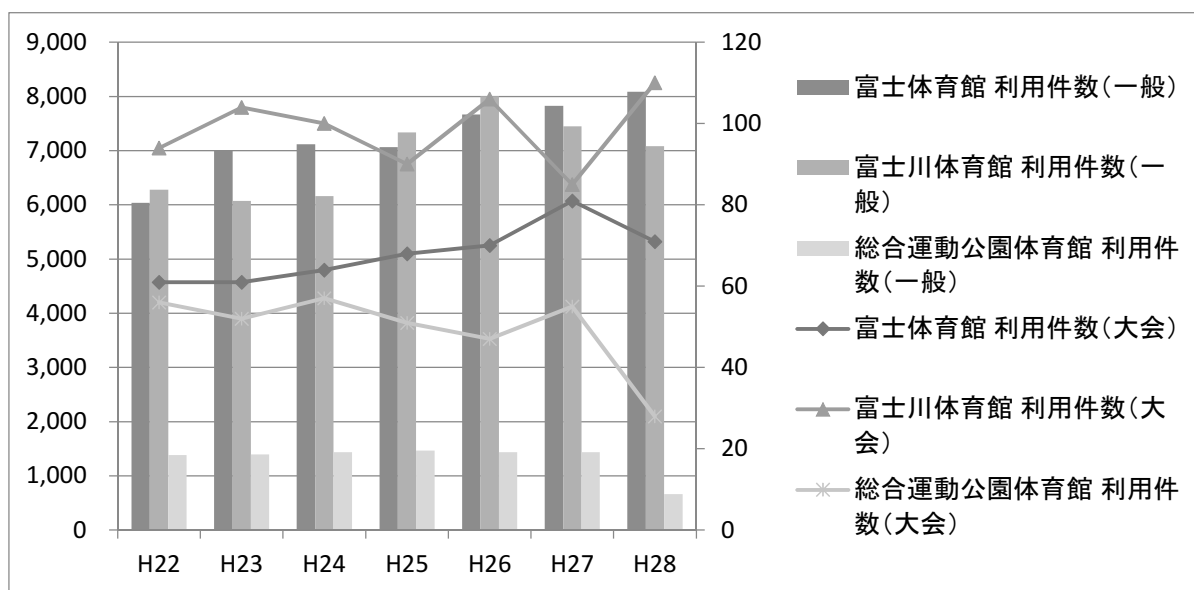
1.2. 本市のスポーツ施設利用状況と考察

ア 市立体育館の利用状況

① 市立体育館の利用件数（件）

※富士総合運動公園体育館は平成 28 年 10 月から利用停止

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
富士 体育館	利用件数 (大会)	61	61	64	68	70	81	71
	利用件数 (一般)	6,038	7,002	7,121	7,065	7,668	7,826	8,090
富士川 体育館	利用件数 (大会)	94	104	100	90	106	85	110
	利用件数 (一般)	6,281	6,072	6,164	7,335	8,003	7,451	7,080
富士総合 運動公園 体育館	利用件数 (大会)	56	52	57	51	47	55	28
	利用件数 (一般)	1,386	1,396	1,434	1,464	1,437	1,438	665

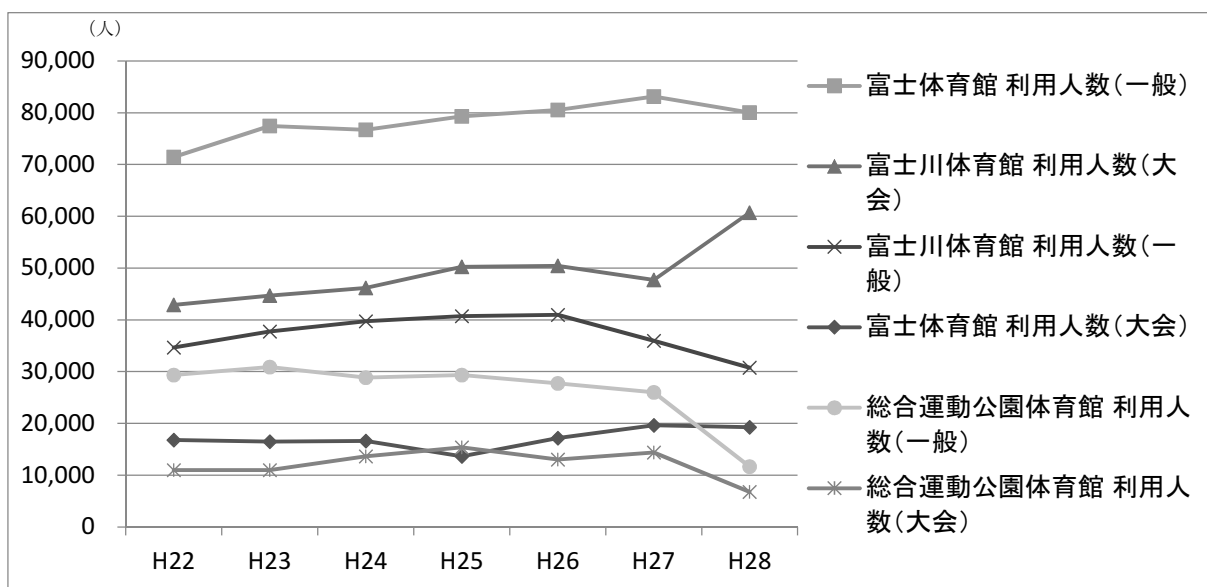


- 一般の人の利用件数は、直近 4 年間では富士体育館も富士川体育館も 7,000 から 8,000 件程度で安定している。
- 大会の利用件数は、年によりばらつきがあるが、70 から 100 件程度となっている。
- H28 の大会利用件数は、富士川体育館が富士体育館の約 1.5 倍となっている。
- H28 の富士川体育館の大会利用件数は過去最高となっており、富士総合運動公園体育館の利用停止の影響も考えられる。

② 市立体育館の利用人数（人）

※富士総合運動公園体育館は平成 28 年 10 月から利用停止

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
富士 体育館	利用人数 (大会)	16,808	16,504	16,580	13,651	17,130	19,626	19,284
	利用人数 (一般)	71,410	77,444	76,675	79,265	80,554	83,106	80,017
富士川 体育館	利用人数 (大会)	42,859	44,649	46,161	50,254	50,432	47,683	60,707
	利用人数 (一般)	34,646	37,763	39,750	40,684	40,931	35,940	30,770
富士総合 運動公園 体育館	利用人数 (大会)	10,950	10,958	13,642	15,337	13,038	14,385	6,751
	利用人数 (一般)	29,357	30,874	28,829	29,312	27,715	25,980	11,676



- 大会の利用人数は富士川体育館が、一般の利用人数は富士体育館が多くなっている。
- 老朽化しているにもかかわらず、富士総合運動公園体育館の大会利用人数は増加傾向にある。

イ 市内学校開放施設別利用状況

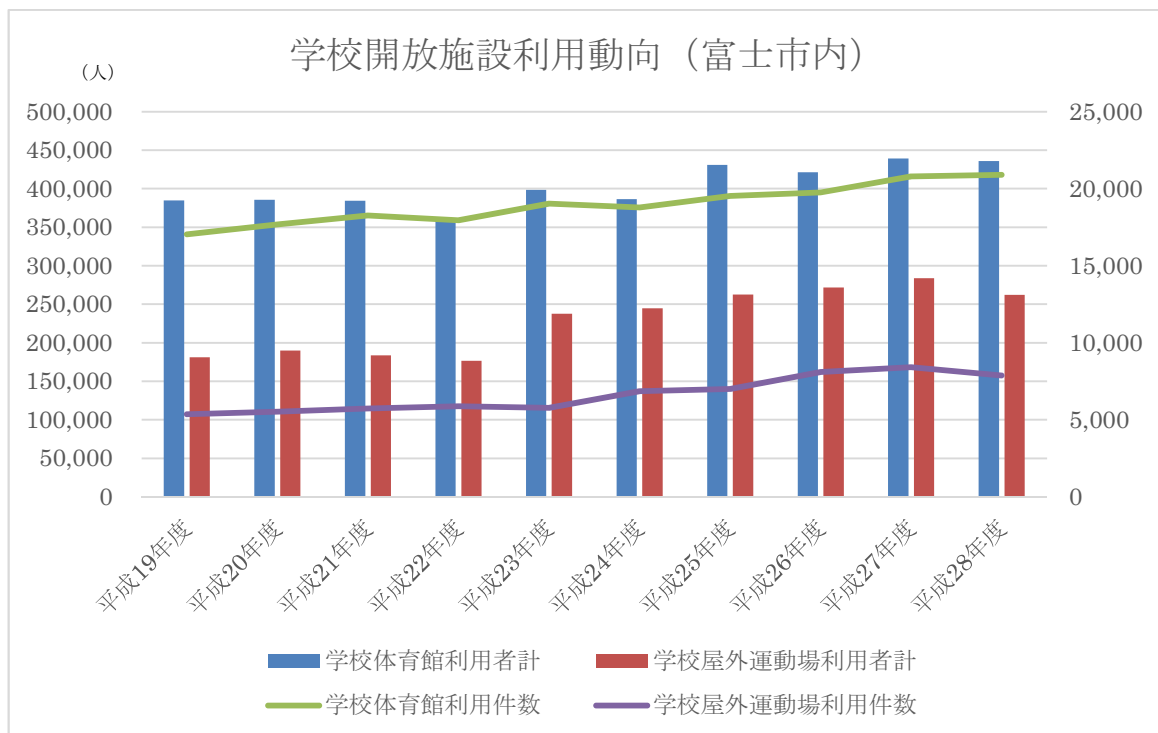
地域住民の身近なスポーツの場として、すべての市立小・中・高校（44校）の体育館及び屋外運動場を開放している。屋外運動場のうち、小学校16校、中学校10校、市立高校1校には夜間照明施設を設置しており、近年では、体育館及び屋外運動場合わせて年間利用者数70万人以上、年間利用件数2万8,000件以上の利用があり、市民がスポーツを楽しむ場として活用されている。

① 市内学校開放施設別利用者数（人）

学校 体育館	H19	H20	H21	H22	H23
	384,758	385,727	384,189	361,191	398,444
学校 屋外運動場	H24	H25	H26	H27	H28
	386,447	431,051	421,188	439,141	435,975
学校 屋外運動場	H19	H20	H21	H22	H23
	181,200	189,826	183,750	176,726	237,748
学校 屋外運動場	H24	H25	H26	H27	H28
	244,748	262,720	271,743	283,632	262,013

② 市内学校開放施設別利用件数（件）

学校 体育館	H19	H20	H21	H22	H23
	17,034	17,684	18,259	17,961	19,032
学校 屋外運動場	H24	H25	H26	H27	H28
	18,787	19,528	19,751	20,805	20,899
学校 屋外運動場	H19	H20	H21	H22	H23
	5,357	5,526	5,743	5,874	5,767
学校 屋外運動場	H24	H25	H26	H27	H28
	6,850	7,004	8,112	8,408	7,881



ウ 利用状況等の考察

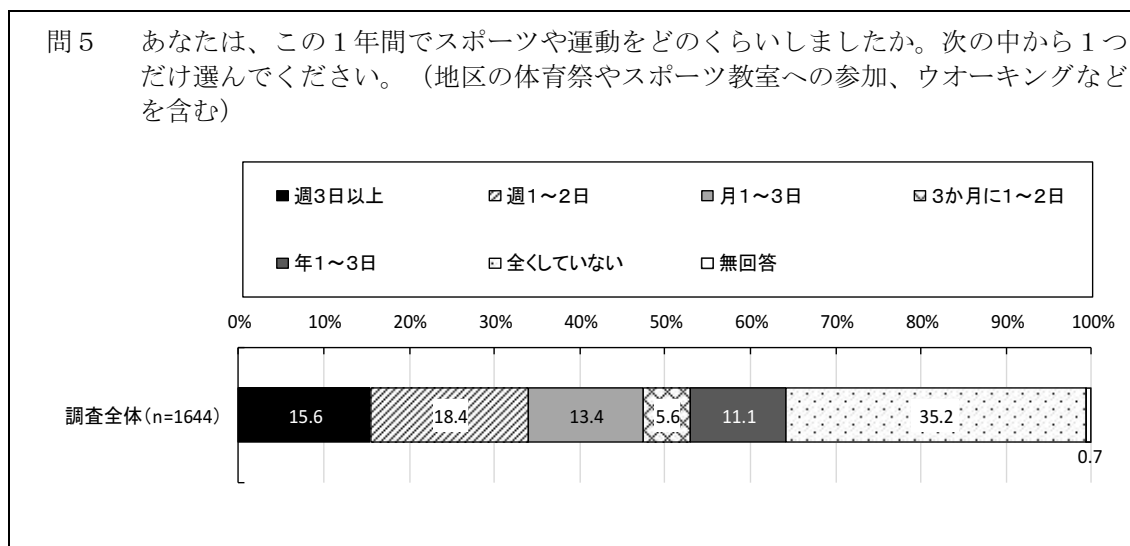
- 富士体育館よりも富士川体育館において大会利用件数・人数が多いことは、施設面積及び駐車場の広さが一因となっていることが推察される。
- 老朽化が進んでいるにも関わらず、富士総合運動公園体育館の大会利用人数は増加傾向にあり、富士体育館及び富士川体育館が大会利用において飽和状態にあることが推察される。
- H28 の富士川体育館の大会利用件数は過去最高となっており、富士総合運動公園体育館の利用停止の影響も考えられる。
- 市立体育館の利用者数は、人口が減少しているにもかかわらず過去7年間において微増傾向にあり、市立体育館へのニーズは高いと考えられる。一方、市内学校開放施設の利用者数及び利用件数も増加傾向にあり、スポーツ活動を行う身近な施設としての学校施設が活用されている。

1.3. 世論調査結果と考察

今後のスポーツ推進施策を検討する基礎資料とするため、スポーツに関する活動の状況や富士総合運動公園内のスポーツ施設整備などに対する世論調査を実施しました。

平成 29 年度世論調査の概要	
期間	平成 29 年 6 月 12 日から 7 月 11 日まで
対象	市内在住の 18 歳以上 80 歳未満、3,000 人 住民基本台帳から無作為抽出
方法	郵送による配布・回収
回収率	54.8%

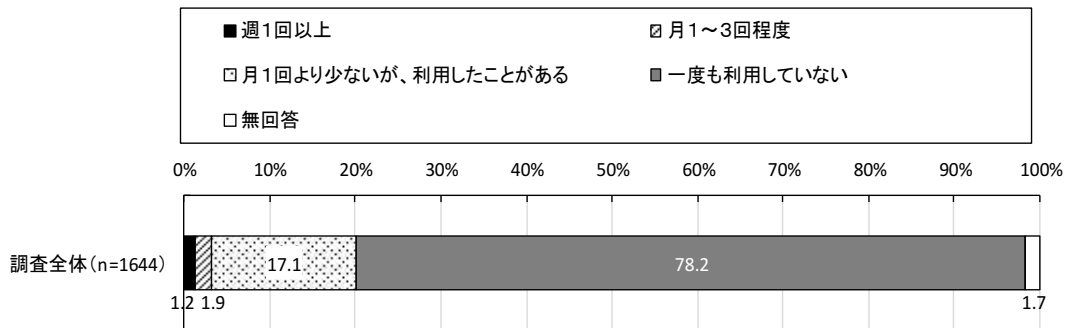
ア 過去 1 年間の運動頻度



- 過去 1 年間の運動頻度について尋ねたところ、「週 3 日以上」が 15.6%、「週 1 ~ 2 日」が 18.4%で、「週 1 日以上」スポーツや運動をする人は 34.0%となった。一方、「全くしていない」人は 35.2%を占めた。
- 平成 19 年度の調査結果と比較すると、週 1 日以上実施している人は 34.6%から 34.0%とほぼ同水準となっており、富士市スポーツ推進計画の平成 32 年度目標値 65.0%からは大きく下回っている。

イ 過去5年間の市立の体育館利用頻度

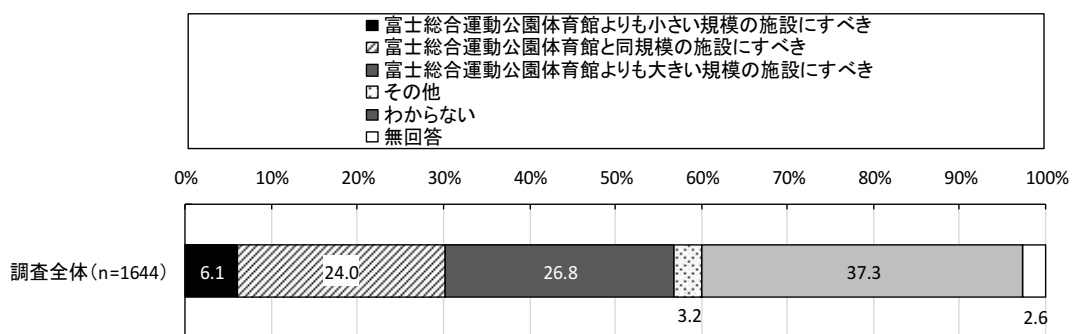
問 10 あなたは過去5年間で、市立の体育館（富士総合運動公園体育館・富士体育館・富士川体育館）をどのくらい利用しましたか。次の中から1つだけ選んでください。



- 過去5年間の市立の体育館利用頻度について尋ねたところ、「週1回以上」が1.2%、「月1～3回程度」が1.9%、「月1回より少ないが、利用したことがある」が17.1%となり、“過去5年間に利用した”割合は20.2%となっている。

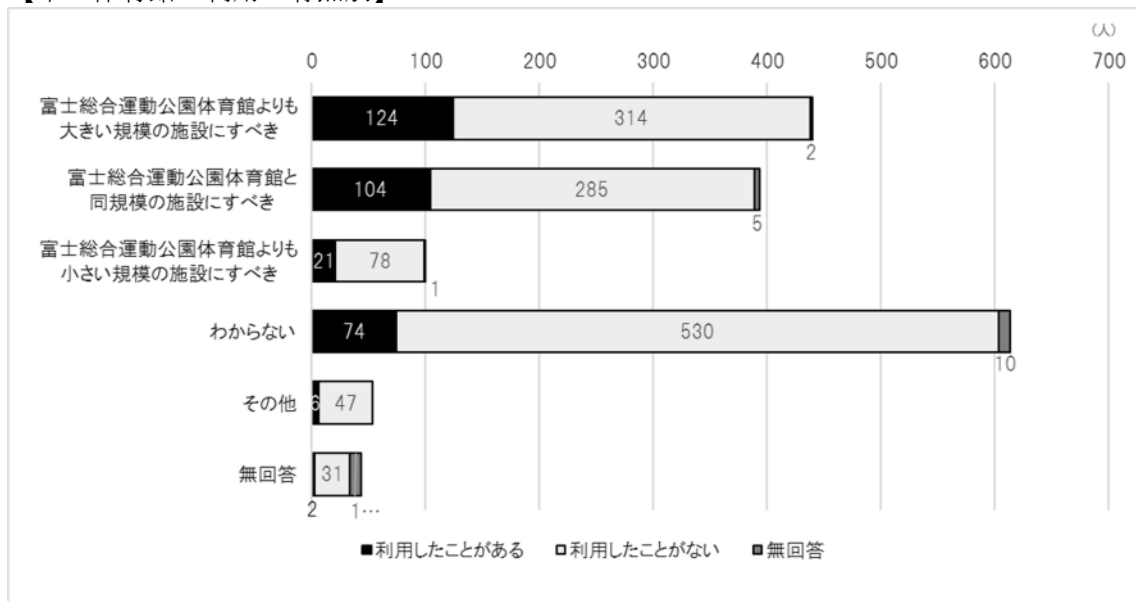
ウ 新たな総合体育館の施設規模について

問 11 新たな総合体育館の施設規模について、あなたはどのように考えますか。次の中から1つだけ選んでください。



- 新たな総合体育館の施設規模について尋ねたところ、「わからない」が最も高く37.3%を占めているが、「富士総合運動公園体育館よりも大きい規模の施設にすべき」が26.8%、「同規模の施設にすべき」が24.0%と、この2つが拮抗している。「小さい規模の施設にすべき」は6.1%に留まった。

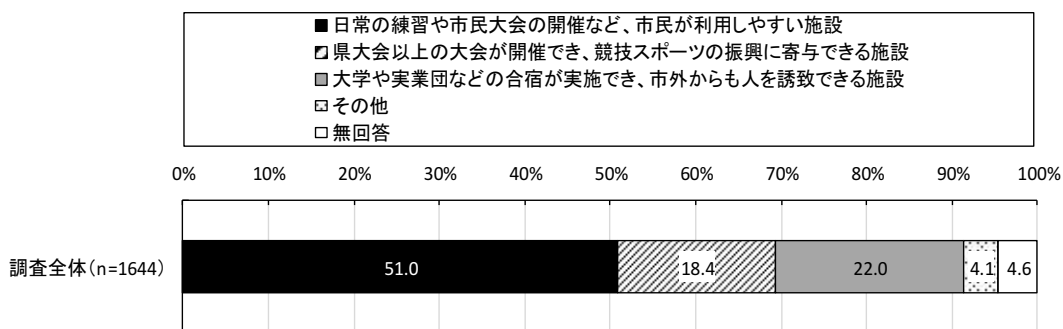
【市立体育館の利用の有無別】



- 市立体育館の利用の有無別に見ると、利用したことある人はより「大きい規模の施設にすべき」、「富士総合運動公園体育館と同規模の施設にすべき」の割合が高く、利用したことがないは「わからない」の割合が高くなっている。

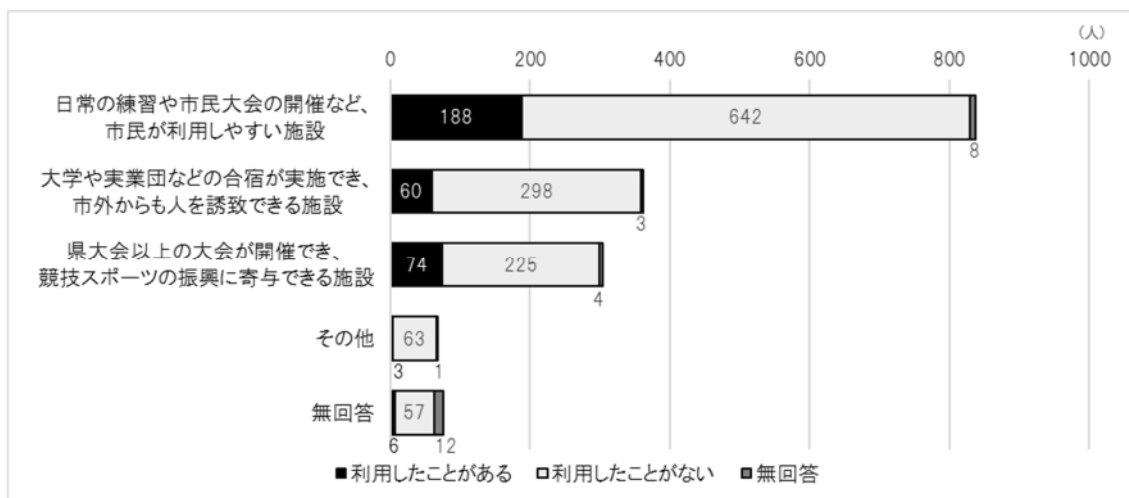
エ 新たな総合体育館の基本コンセプトの重視点について

問 12 新たな総合体育館の基本コンセプトとして、あなたが最も重視するものを次の中から1つだけ選んでください。



- 新たな総合体育館の基本コンセプトの重視点について尋ねたところ、「日常の練習や市民大会の開催など、市民が利用しやすい施設」が51.0%を占めた。
- 「大学や実業団などの合宿が実施でき、市外からも人を誘致できる施設」は22.0%、「県大会以上の大会が開催でき、競技スポーツの振興に寄与できる施設」は18.4%で、市外からの誘客を視野に入れた施設を重視する割合は40.4%となった。

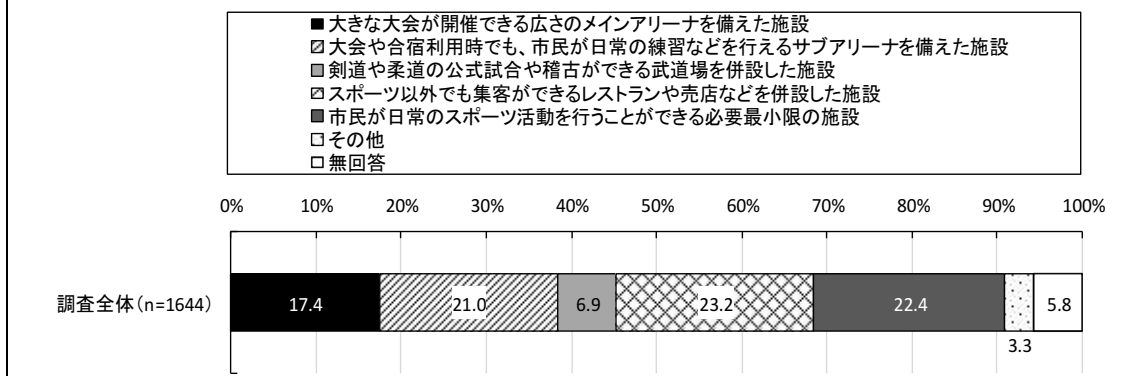
【市立体育館の利用の有無別】



- 市立体育館の利用の有無別に見ると、利用したことがある人、ない人ともに「市民が利用しやすい施設」を重視する人が多かった。

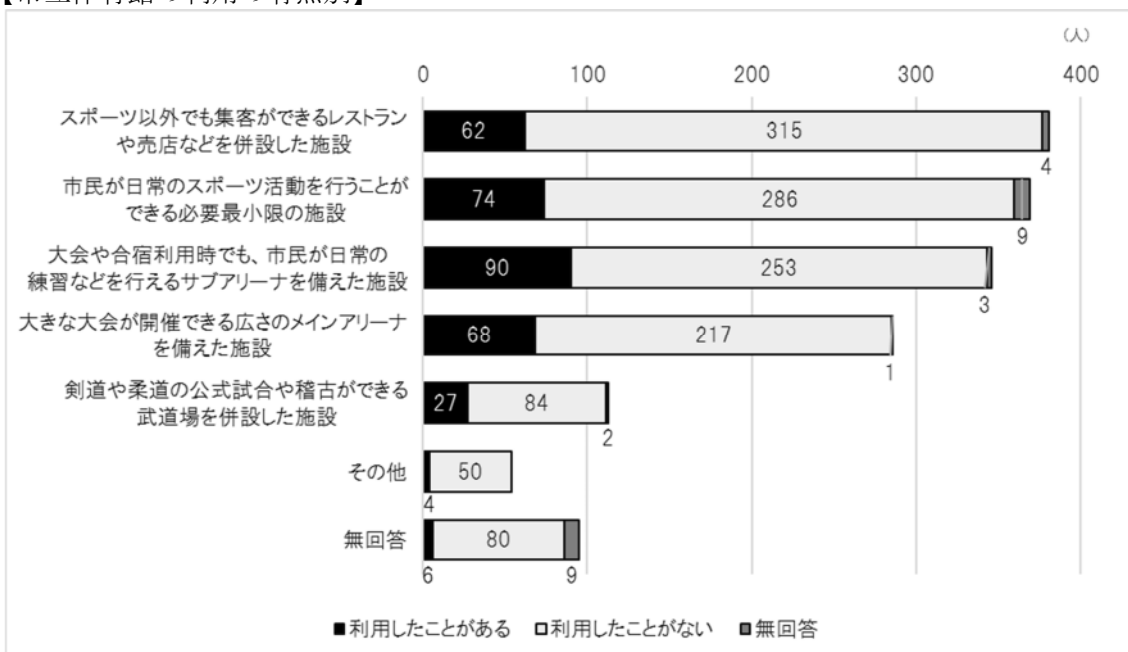
オ 新たな総合体育館に求める施設の内容について

問 13 新たな総合体育館に求める施設の内容について、あなたが最も必要だと思うものを次の中から1つだけ選んでください。



- 新たな総合体育館に求める施設の内容について尋ねたところ、「スポーツ以外でも集客ができるレストランや売店などを併設した施設」23.2%、「市民が日常のスポーツ活動を行うことができる必要最小限の施設」22.4%、「大会や合宿利用時でも、市民が日常の練習などを行えるサブアリーナを備えた施設」21.0%が上位となった。

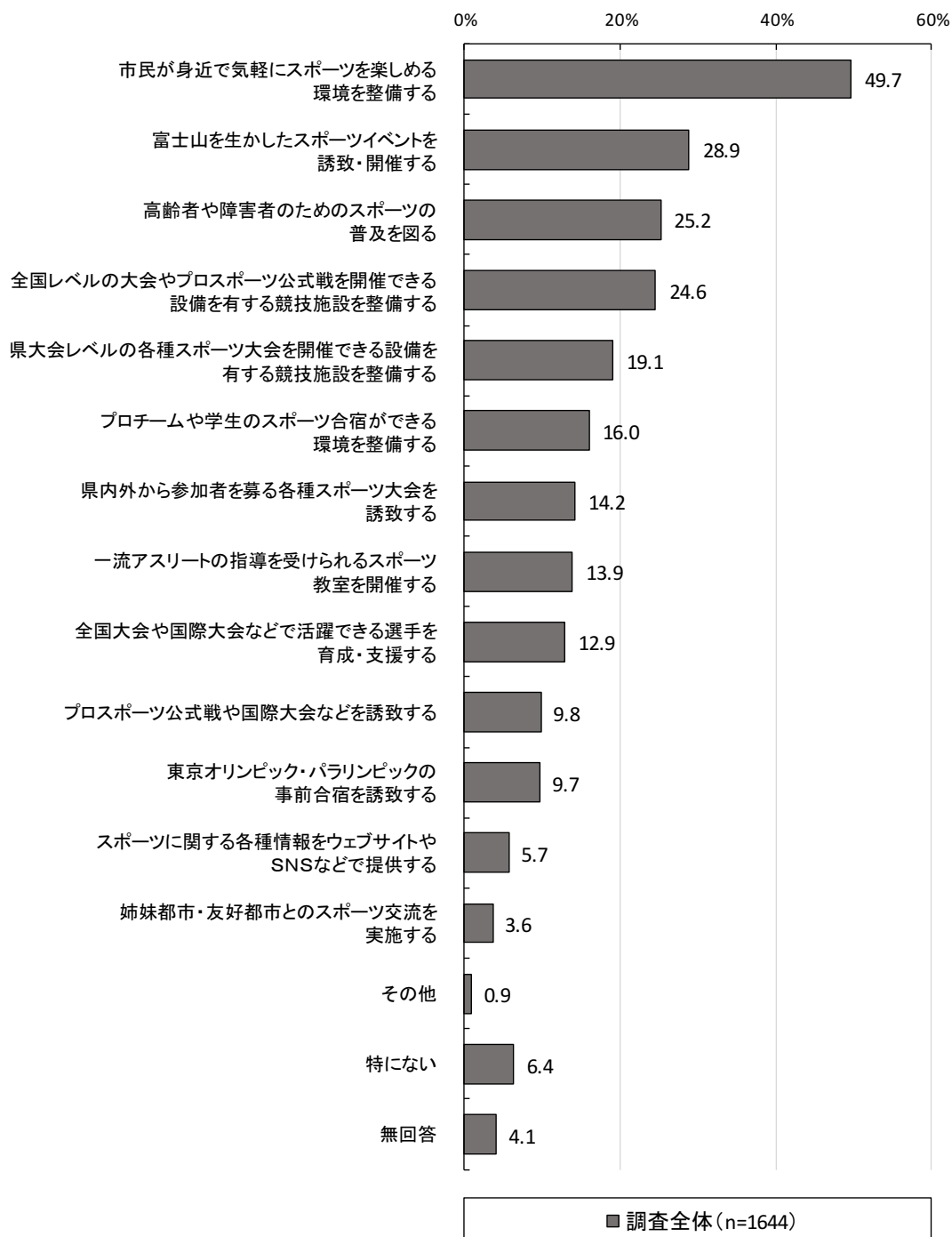
【市立体育館の利用の有無別】



- 市立体育館の利用の有無別に見ると、利用したことがある人は、「サブアリーナを備えた施設」が高く、利用したことがない人は、「レストランや売店などを併設した施設」が高い傾向となっている。

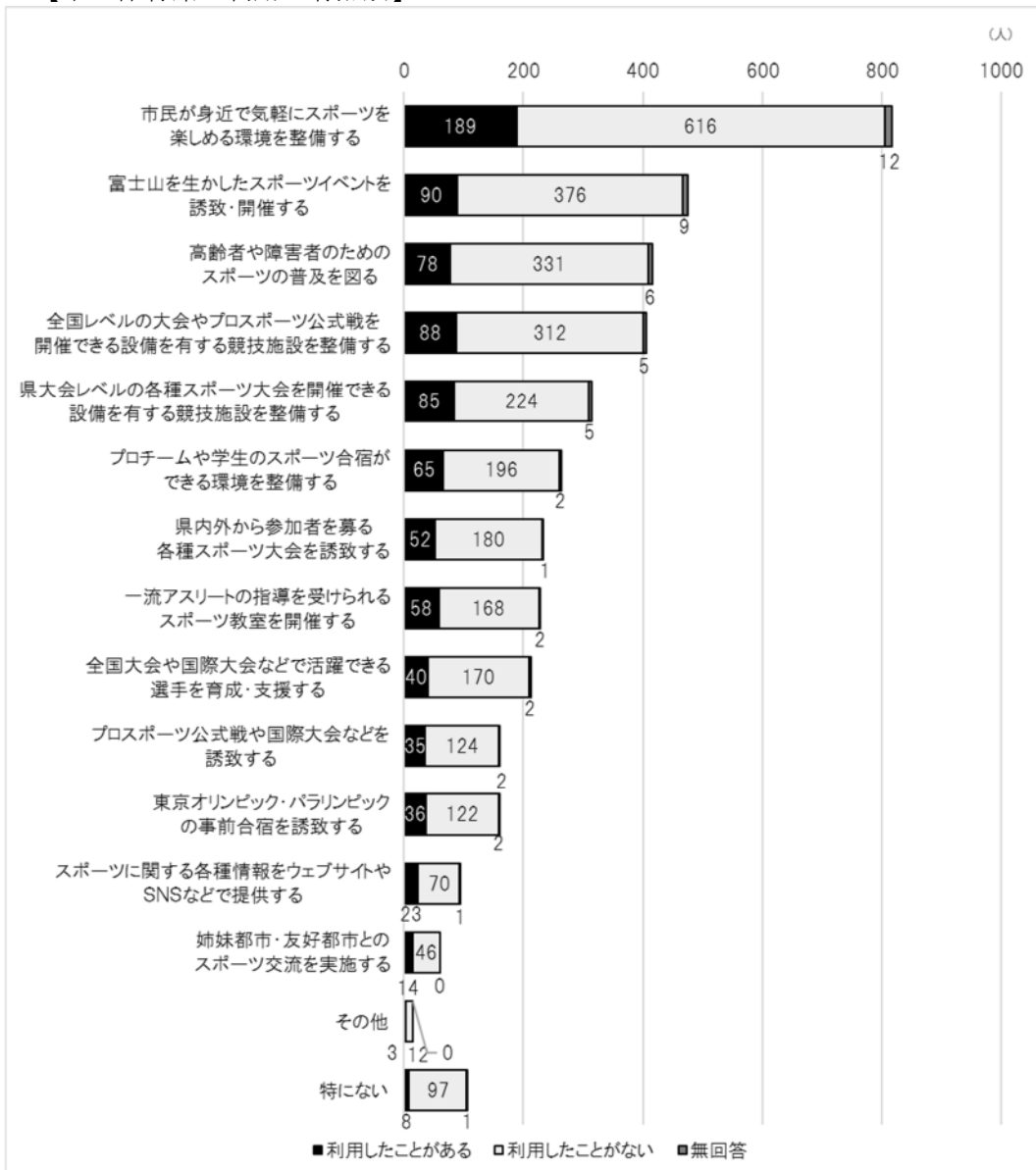
カ 今後必要なスポーツ推進施策について

問 14 今後、富士市がスポーツを通じて市の活性化（観光交流を含む）を図っていくために、どのようなスポーツ推進施策が必要だと思いますか。次の中から3つまで選んでください。



- 今後必要なスポーツ推進施策について尋ねたところ、「市民が身近で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備する」が49.7%と最も高く、他の項目を圧倒している。
- 次いで「富士山を生かしたスポーツイベントを誘致・開催する」28.9%、「高齢者や障害者のためのスポーツの普及を図る」25.2%、「全国レベルの大会やプロスポーツ公式戦を開催できる施設を有する競技施設を整備する」24.6%が上位となった。

【市立体育館の利用の有無別】



- 利用したことがある人、利用したことがない人双方ともに、「市民が身近で気軽にスポーツを楽しめる環境を整備する」が最も高い。
- 次いで利用したことがある人は、「富士山を生かしたスポーツイベントを誘致・開催する」、「全国レベルの大会やプロスポーツ公式戦を開催できる施設を有する競技施設を整備する」という順になっている。利用したことがない人は、「富士山を生かしたスポーツイベントを誘致・開催する」、「高齢者や障害者のためのスポーツの普及を図る」が上位となった。

キ 世論調査全体の考察

- 富士市スポーツ推進計画後期計画の目標値としている週1回以上運動する人の割合は横ばいであり、今後は目標達成に向け、スポーツを行いやすい環境の整備や魅力的なプログラムの実施など、更なる施策の充実を図る必要がある。
- 過去5年間の市立体育館の利用頻度については、利用したことがある人の中では「月1回より少ないが利用したことがある」という人が17.1%と最も多く、一度も利用していないという人が78.2%となった。
- 施設規模については、富士総合運動公園体育館よりも大きい規模の施設にすべきという人が多く、小さい規模の施設にすべきという人は少ない。
- 基本コンセプトについては、市民が利用しやすい施設を望む声が半数を超えており、どのような規模であっても市民利用を第一とすることが求められている一方で、県大会以上の競技大会や合宿など、市外からの利用の推進を望む声も多く、それらの両立を検討する必要がある。
- 施設の内容については武道場を併設した施設を望む声が少なく、その他の施設の内容についての割合は、ほぼ拮抗している。
- 今後必要なスポーツ推進施策については、市民が身近で気軽にスポーツを楽しめる環境整備を望む声が半数近く、次いで富士山を生かしたスポーツイベント、高齢者や障害者のためのスポーツ推進など、富士市スポーツ推進計画で掲げた目標と合致している。

1.4. 過去の検討内容と関係団体のニーズ

ア 富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書

① 報告書の概要

総合体育館整備に係る調査研究の推進及び武道館構想の検討に言及した第四次富士市総合計画、総合体育館・武道館の基本構想策定について言及した平成20年度施策方針に基づき、学識経験者及びスポーツ団体関係者等で構成された富士市総合体育館及び武道館基本構想策定委員会により、施設整備の形態や施設の機能規模を検討した報告書が提出されました。しかし、当該報告書の策定以後、スポーツ基本法の制定、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会その他のスポーツを巡る情勢の大きな変化もあり、本基本構想の策定に当たっては、その内容全てを踏襲はしないものとします。

② 報告書で整理された基本的な考え方

- 施設整備の方向性を①多機能型の拠点施設、②他のスポーツ関連施設と連携した施設、③地域のまちづくりと連携した施設、④民間活力を積極的に活用した施設と設定
- カバーすべき大会レベル・活動領域を①全国大会、県大会へ対応する施設、②富士市民大会へ対応する施設、③市民対象の健康教室・スポーツ教室等開催に対応する施設と設定

<関連内容抜粋>

IV 屋内スポーツ施設の基本理念と基本コンセプト

1 富士市における屋内スポーツ施設整備の基本的な考え方

(1) 施設整備の方向性<どのような施設を求めていくべきか>

① 多機能型の拠点施設

- ・ 県大会等のある程度のレベルの大会開催を可能としつつも、市民の健康増進ニーズを背景とする多様なスポーツ活動等の要望に対応できる多機能型の施設であること。
- ・ 管理運営の効率化、財政負担の軽減、利便性の向上を図った、一体的整備による複合型の施設であること。
- ・ 誰もが利用しやすい、ユニバーサルデザイン化が図られた施設であること。

② 他のスポーツ関連施設と連携した施設

- ・ 既存施設、学校開放施設との機能分担・連携が図られた施設であること。

■既存施設

- ・ 競技スポーツの通常の練習、稽古を中心に対応。
- ・ 地区住民の日常の健康づくりに対応。

■新たに整備される施設

- ・ 競技スポーツの大会等、ハレの舞台。

- ・健康づくりを診断から改善までトータルに実践できる場。
 - ・他の屋外スポーツ施設等との連携により、市民のスポーツ活動の機会が一層多様化し、豊かになること。
- ③ 地域のまちづくりと連携した施設
- ・地域の安全、安心をサポートし、環境への配慮と高い自立性を備えた拠点施設であること。（災害時の避難所としての機能確保、省エネルギー化とライフサイクルコストの低減化）
 - ・スポーツを通じた市民の仲間づくり、ふれあいの場としての機能が充実した交流施設であること。
- ④ 民間活力を積極的に活用した施設
- ・効果的で効率的な施設建設、運営及び市民への質の高いサービスを提供していくために、民間の資金力やノウハウ等を積極的に採り入れた施設であること。
- （２）整備施設が新たにカバーすべき開催大会レベル・活動領域について
- ① 全国大会、県大会へ対応する施設
- ② 富士市民大会へ対応する施設
- ③ 市民対象の健康教室・スポーツ教室等開催に対応する施設

イ 富士市体育協会の要望事項

平成 30 年 2 月 14 日に富士市体育協会から市長に提出された総合体育館に対する要望事項は下記のとおりです。

要 望 書

今、我が国では 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを前に、スポーツ振興の機運はますます高まりを見せています。また、スポーツを通じた健康増進や人材育成など、スポーツをより一層社会の発展に活用する必要性も高まってきています。このように、市民生活を豊かにし、地域社会全体がスポーツにより利益享受できる、スポーツによるまちづくりを進めることが期待されています。

富士市では、そのスポーツをより活性化するための環境整備として、現在、総合体育館・武道館の建設について検討がなされています。平成 21 年には、「富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書」が作成され、富士市の求めるべき整備形態として、総合体育館と武道館の一体的整備が報告されています。

富士市体育協会では、このような情勢の中、「総合体育館・武道館建設検討委員会」を設置し、その在り方について研究、協議を重ねてきました。本施設は、スポーツのみではなく、広く市民の安全安心な生活のためにも必要かつ欠かせないものであり、多くの市民が大きな期待と関心を寄せ、一日も早い建設を望んでいます。

つきましては、富士市として、総合体育館・武道館の建設に深いご理解を示し、積極的に推進されますようここに要望いたします。

1. 求めるべき整備形態

新たな総合体育館・武道館建設については、既存の富士体育館を「武道館」として整備していただくことを望みます。そのことにより、体育館施設機能と武道館施設機能を切り離して考慮していただきたい。これにより「総合体育館」についてはスリム化が図れるため、多機能性に配慮し、早急な建設に向かって取り組んでいただくよう強く望みます。

また、総合体育館、武道館については、その使用に特化せず、それぞれが多様性を持ち、多くの市民の要求に応えることができるようにすること。

2. 求めるべき方向性

「する、見る、支える」

- 多様化する競技スポーツと生涯スポーツの両立する多機能型の施設であること
- 県大会の開催が可能な施設であること
なお、種目によっては全国大会の開催も可能な施設であること
- 障害者に優しく、誰もが安心して使用できる施設であること
- スポーツを通じた観光交流ができる場であること

「市民交流」

- 市民が集い、ふれあい、交流する拠点施設となること
- 市民の健康づくり、体力づくりに活用できること
- 各種イベントが開催できること

「安全・安心」

- 環境に配慮し、災害など地域の緊急時の防災拠点となること
- 災害用備蓄倉庫や支援物資の集積場所として活用できること
- 地域まちづくりの拠点として活用できること

3. 施設の機能と規模

- メインアリーナ（3,000 m²程度）
 - バスケットボール 3面
 - バレーボール 4面
 - バドミントン 12面
 - ハンドボール 1面
 - 卓球台 40台 等
 - 観客席 2,500～3,500席程度
- サブアリーナ（1,200 m²程度）
 - バスケットボール 1面
 - バレーボール 2面
 - バドミントン 3面
 - 卓球台 10台 等
 - 観客席 200席程度
- 多目的ルーム（500 m²程度）
- トレーニングルーム、会議室・研修室、レストラン 等
- 器具庫（体操競技等の器具の充実・保管場所）
- 防災倉庫、災害用物資保管場所
- 駐車場

4. 新たな武道館とその他施設

- 総合体育館完成後も、既存施設である富士体育館（新武道館）及び富士川体育館については、できる限り長期に使用できるよう整備し、活用を図り、市民の需要に応えること。
- 武道館としての富士体育館については、早急に冷暖房機の設置を図ること。富士川体育館も同様とすること。
- 遠的練習が可能な弓道場の整備を図ること。

ウ 過去の検討内容と関係団体のニーズについての考察と考え方

- 富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書については、学識経験者や競技団体関係者と市民が策定に携わっており、十分な検討もされている。財政事情から建設が先延ばしとなり、報告書の内容が現状にそぐわない部分もあるため、本基本構想では報告書の内容を参考にしながら、社会情勢やニーズの変化を反映したものとする。
- 富士市体育協会の要望事項については、基本的に富士市総合体育館及び武道館基本構想報告書の内容を踏襲したものであり、求めるべき整備形態や方向性については、現在の市の状況が考慮されている。特に「総合体育館には武道場を整備せず、既存の富士体育館を武道館として整備することを望む」という内容は、公共施設の延床面積削減を図る市の方針とも合致している。
- 施設の機能と規模については、その根拠について関係団体等に対しさらにヒアリングを実施し、検討を行う必要がある、建設に向けた次のステップである基本計画策定時にさらに検討を実施するものとする。

1.5. 県内自治体の総合体育館の現状と考察

ア スポーツの実施目的等に応じた施設規模等の検討

スポーツの実施目的は「する・みる・ささえる」など多様であり、目的に応じた規模や設備が必要となる。目的別に分類すると下図のとおりとなる。

スポーツの目的	実施内容	必要な規模・設備	既存施設の例
する 日常の場	練習 スポーツ教室 トレーニングなど	アリーナ	学校体育館
する 非日常の場	各種市民大会 東部大会など	アリーナ 観客席小	富士体育館 富士川体育館
する みる 非日常の場	県大会 東海大会など	アリーナ サブアリーナ 観客席小 空調	静岡市 中央体育館
みる ささえる	全国大会 プロスポーツ	アリーナ サブアリーナ 観客席大 空調	エコパアリーナ このはなアリーナ
スポーツ交流	市外、県外などからの合宿誘致	アリーナ サブアリーナ 宿泊施設	清水ナショナル トレーニング センター

イ 県内自治体の総合体育館の施設構成等

県及び近隣自治体の総合体育館と本市の体育館を比較すると、下図のとおりとなる。

	エコパ アリーナ	このはな アリーナ	富士宮 市民体育館	沼津市 新体育館 基本計画段階	富士 体育館	富士川 体育館
客席数	4,868	2,700	800	1,000 程度	511	568
延床面積	22,580 m ²	13,509 m ²	8,957 m ²	12,900 m ²	7,075 m ²	3,836 m ²
メイン アリーナ	○ (4) 4,165 m ² 85m×49m	○ (4) 3,722 m ² 82m×46m	○ (3) 2,480 m ² 64m×39m	○ (3) 2,318 m ² 61m×38m	○ (2) 1,295 m ² 37m×35m	○ (3) 2,030 m ² 58m×35m
サブ アリーナ	○ (2)	○ (1)	○ (1)	○ (2)	×	×
トレーニ ング室	○	×	○	○	○	○
柔道場 武道場	×	×	○	○	○	×
剣道場	×	×	×	○	○	×
相撲場	×	×	×	×	×	×
弓道場	×	×	○	○	○	×
卓球場	×	×	×	○	○	×
多目的室	○	×	×	○	×	○
幼児体育 施設	×	×	×	○	×	×
会議室	○	×	○	○	○	○
プール 併設	×	○	×	×	×	×
宿泊施設	×	×	×	×	×	×
事業手法	直営で建設 指定管理	直営で建設 指定管理	直営で建設 指定管理	PFI・BTO ※	直営で建設 指定管理	直営で建設 指定管理

()内はバスケットボールコート面数。体育館での実施頻度が高く、必要なコート面積が比較的大きい競技であるため、バスケットボールコートの面数でフロア面積を比較することが多い。

※PFI・BTO (Build Transfer and Operate) 方式

民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

県内の運動公園における主な保有施設は下図のとおりとなる。

施設等名称	所在地	主な保有施設	駐車場台数
富士総合運動公園	富士市	陸上競技場、野球場、プール、テニ ス場、体育館（平成 28 年 10 月から使用 停止中）、多目的広場	常設 536 臨時 674
愛鷹広域公園 （県営）	沼津市	陸上競技場、野球場、テニス場	常設 475 臨時 395
草薙総合運動場 （県営）	静岡市	陸上競技場、野球場、プール、テニス 場、サッカー場、体育館	常設 440 臨時 400
小笠山総合運動公園 ECOPA（県営）	袋井市	陸上競技場、テニス場、サッカー場、 体育館	常設 2673 臨時 1688
西ヶ谷総合運動場	静岡市	陸上競技場、野球場、プール、テニス 場	常設 584 臨時なし
四ツ池公園	浜松市	陸上競技場、野球場	常設 228 臨時なし
総合体育館 「さんりーな」	掛川市	体育館、プール	常設 270 臨時 170
ふじのみや スポーツ公園	富士宮市	体育館、テニス場、プール、多目的広 場	常設 170 臨時 470
御殿場市総合体育施設	御殿場市	陸上競技場、体育館、テニス場	常設 555 臨時なし
裾野市運動公園	裾野市	陸上競技場、野球場、テニス場、多目 的広場	常設 300 臨時 100
藤枝総合運動公園	藤枝市	陸上競技場、野球場、サッカー場、多 目的広場	常設 684 臨時 310
かぶと塚公園	磐田市	陸上競技場、体育館	常設 189 臨時 50

本市の富士総合運動公園は、総合体育館が整備されれば県内でもっとも充実した複合運動施設となる。また、東名・新東名高速道路のインターチェンジからも近く自動車でのアクセスがよいことに加え、富士山の眺望もよいことから、県外からも人が呼べる施設となりうると考えられる。

さらに、周辺には市が民間宿泊施設の誘致を進めており、これらとの連携を図ることができれば、合宿利用等でも優位性が高まる可能性がある。

ウ 県内自治体の総合体育館の現状の考察

- 県や近隣自治体の体育館を比較すると、県大会以上の大会やプロスポーツの興行などが開催される県営体育館では、バスケットボールコート4面を有しており、客席数も2,000席以上となっている一方で、近隣自治体ではバスケットボールコート3面と1,000席以下の観客席を有している施設が多い。
- 本市富士総合運動公園の駐車場台数は、単純な数字の比較では他市の施設よりも特段劣るものではないが、保有施設が多いため、1施設当たりの駐車場台数は十分ではないと言える。実際、高校野球地区予選と他の競技大会などが重なった場合、臨時駐車場を利用しても駐車場不足が発生しているため、更なる駐車場の確保は重要な課題である。
- 本市富士総合運動公園の優位性は施設の充実度や、東名・新東名高速道路インターチェンジから自動車数分という交通アクセスの利便性にある。交流人口を増加させるためには、大規模な競技大会の開催や広域的なイベントの実施、合宿誘致等が考えられるが、近隣に大規模な県営施設が存在しており、これらとの競合は建設費の増大のみならず、建設後の運営面でも稼働率等の面で課題が多い。これらを考慮すると、合宿誘致による交流人口の増大は、施設規模に制約がある中でも実現可能であり、本市において推進していくことが妥当であると考えられる。また、これを実現するためには、公園内の他施設や、周辺への誘致を進めている民間宿泊施設との連携が重要な課題である。

1.6. 現状及び課題整理と基本構想における方向性のまとめ

項目	現状	課題
①社会情勢・総合体育館を巡る経緯から	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ庁の発足によるスポーツ推進体制の強化 ● 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、スポーツツーリズムなどによるスポーツの産業化、スポーツによる地域活性化等の推進 ● 人口減少や少子高齢化、公共施設の老朽化の進展 ● 富士総合運動公園体育館の利用停止による総合体育館早期建設の必要性拡大 ● 民間資金やノウハウの活用の推進への言及 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ実施者を増やすための施策の充実 ● 総合体育館建設と地域活性化及び産業振興等の結びつけ ● 公共施設の最適配置、財政負担の軽減等を考慮しながら早期に体育館を建設 ● 財政負担の軽減や平準化のため民間資金やノウハウを活用した建設から運営までの検討
	<p>[富士市公共施設再編計画との整合性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市内スポーツ施設の延床面積を平成 28 年度からの 40 年間で 30%削減することが目標 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設再編計画は既存施設を対象として策定したため、総合体育館を新規に建設することにより目標達成は困難
施設整備の方向性と基本コンセプトへの結びつけ		
<ul style="list-style-type: none"> ● ハード・ソフト両面で多様な市民サービスを提供【必須条件】【事業手法】 ● スポーツツーリズム等による域外交流の増加や地域の活性化【戦略的位置づけ】 ● 財政負担軽減等を考慮した早期の施設整備【事業手法】 ● PPP/PFI※手法の導入を検討【事業手法】 <p>[富士市公共施設再編計画との整合性]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 数値目標の達成は困難であるが、公共建築物の総量を適正化するとともに維持管理費用を縮減するという方針には変わらない。 ● 耐震性が不足している富士総合運動公園体育館は廃止し、総合体育館の早期建設を目指す。 ● 施設規模をスリム化するため、総合体育館に武道場は整備せず、富士体育館を武道優先施設として位置づける【事業手法】 ● 富士体育館、富士川体育館については、本市における公共建築物の目標使用年数である 65 年を目途に活用を図るものとするが、今後、老朽化に伴い大規模修繕を行う際に、改めて必要性等を検討する。 <p>※PPP/PFI</p> <p>公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携）と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。PPP の中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。</p> <p>PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。</p>		

項目	現状	課題
②本市スポーツ施設の利用状況から	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士川体育館における大会利用件数の増加 ● 市立体育館の利用人数の増加 ● スポーツ活動の場としての学校施設の利用の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ● 富士総合運動公園体育館利用停止により、大会利用及び市民利用双方において逼迫する市内体育館の需要への対応
	施設整備の方向性と基本コンセプトへの結びつけ <ul style="list-style-type: none"> ● 総合体育館の早期建設【必須条件】 ● 市民利用と大会利用の両立【必須条件】 	
項目	現状	課題
③世論調査結果から	<ul style="list-style-type: none"> ● 週一回以上運動する人の数は市の計画における目標に達していない ● 市民が利用しやすい施設・環境と市外からの利用の推進を望む声が多い ● 武道場を併設した施設を望む声は少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ推進計画の目標である週一回以上運動する人を増加させるための施策 ● 市民利用のしやすさと、交流人口の増加の両立
	施設整備の方向性と基本コンセプトへの結びつけ <ul style="list-style-type: none"> ● ハード・ソフト両面で多様な市民サービスを提供【必須条件】【事業手法】 ● 市民利用のしやすさが第一【必須条件】 ● 域内交流と域外交流の両立【戦略的位置づけ】 ● 総合体育館に武道場は整備せず、富士体育館を武道優先施設として位置づける【事業手法】 	
項目	現状	課題
④過去の検討内容と関係団体のニーズから	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去において学識経験者、競技団体、市民が策定に関わった報告書が策定されている ● 総合体育館に武道場は整備せず、富士体育館を武道場として整備する旨の要望 	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の報告書の内容が現状と合っていない部分がある ● 施設機能と規模の根拠が不明確
	施設整備の方向性と基本コンセプトへの結びつけ <ul style="list-style-type: none"> ● 現在の社会情勢やニーズの変化等を反映 ● 総合体育館に武道場は整備せず、富士体育館を武道優先施設として位置づける【事業手法】 ● 施設の規模・設備等の詳細は基本計画で検討 	

項目	現状	課題
⑤県内自治体の総合体育館の現状から	<ul style="list-style-type: none"> ● 県大会以上が開催される県営体育館の施設規模（バスケットボールコート 4 面、客席数 2,000 席以上） ● 近隣自治体の主な施設規模（バスケットボールコート 3 面、客席数 1,000 席以上） ● 富士総合運動公園の優位性（施設の充実度、宿泊施設との連携、自動車によるアクセス） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣自治体との施設の差別化 ● 各種開催大会の実施頻度による検証 ● 富士総合運動公園全体の駐車場不足の解消
施設整備の方向性と基本コンセプトへの結びつけ		
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民ニーズに対応した一定規模の大会の実施【必須条件】 ● 公園内の他施設や宿泊施設との連携による周辺環境の充実と合宿を中心としたスポーツツーリズムの推進【戦略的位置づけ】 ● 総合体育館の整備と並行して駐車場の拡張を検討 		

2. 基本構想

2.1. 基本コンセプト

前章まで、①社会情勢や総合体育館を巡る経緯、②本市スポーツ施設の利用状況、③世論調査結果、④過去の検討内容と関係団体のニーズ、⑤県内自治体の総合体育館の現状の5点から現状と課題を整理してきました。それらから、本市の総合体育館が目指すべき方向性について検討した結果、下記の基本コンセプトを設定しました。

ア 必須条件

各種競技大会やスポーツ教室等が実施でき、市民スポーツの推進を図ることができる施設とします。

イ 戦略的位置づけ

体育館単体としてだけでなく、富士総合運動公園全体としての価値を高められる施設、合宿を中心としたスポーツ交流・スポーツツーリズムを推進できる施設とします。

ウ 事業手法

- ① 市民サービスの向上、建設コストの低減と平準化、収益性を考慮し、民間事業者との協働を検討します。
- ② 総合体育館には武道場を整備せず、富士体育館を武道優先施設として位置づけることで、総合体育館のスリム化を図ります。

2.2. 基本理念及び目標

本市総合体育館の目指すべき方向性を示した基本コンセプトを具現化する基本理念及び目標は、下記のとおりとします。

基本理念

『富士山のふもと、市民の豊かなスポーツライフを支え、
様々な人々が交流する元気創造の場』

目標Ⅰ 「する、みる、ささえる」場の創出

- ・ 競技スポーツと生涯スポーツが両立する多機能型の施設
- ・ 各種大会の開催が可能な施設
- ・ 高齢者や障害者などに優しく、誰もが安心して利用できる施設

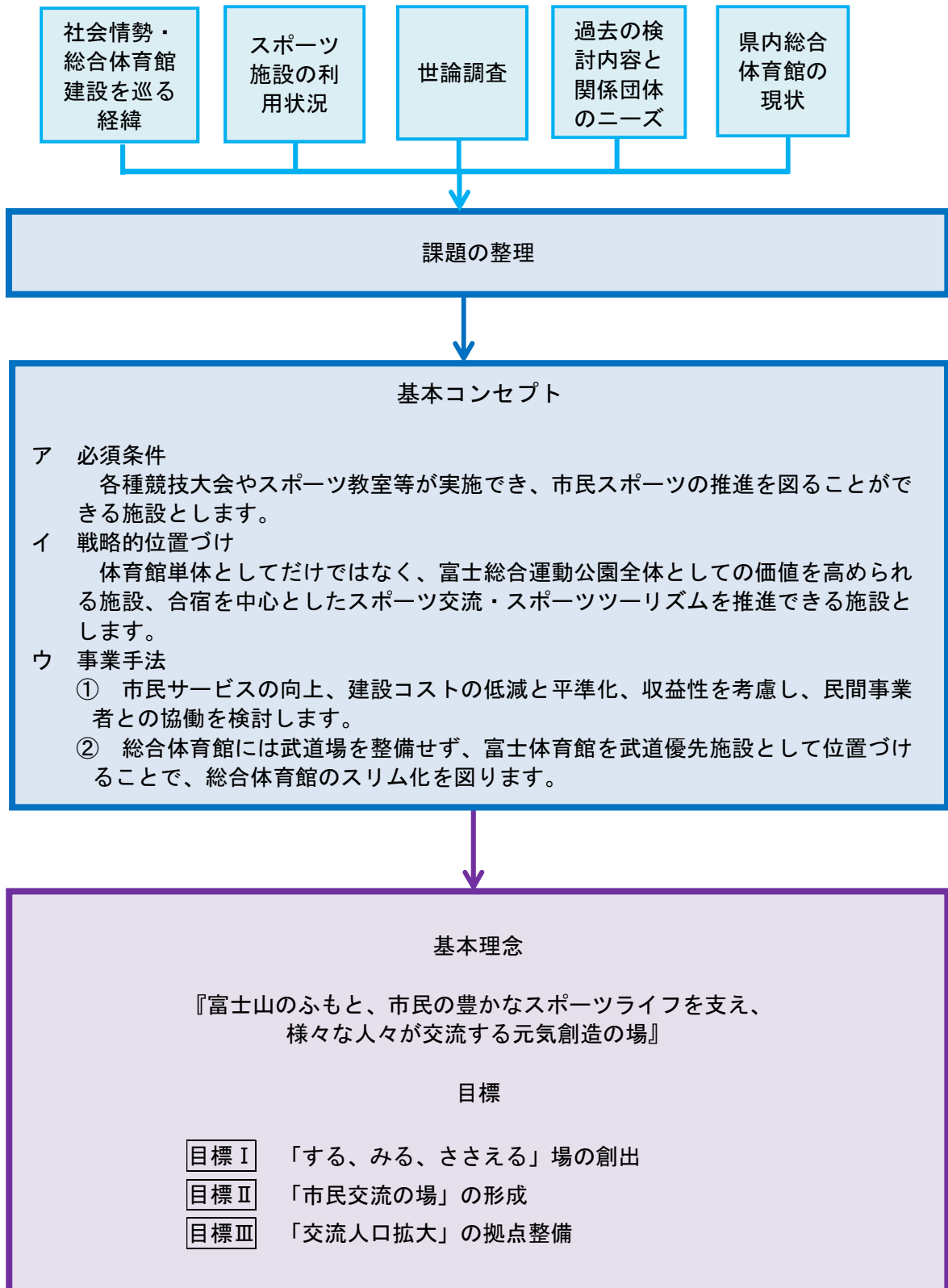
目標Ⅱ 「市民交流の場」の形成

- ・ 市民が集い、ふれあい、交流する拠点施設
- ・ 市民の健康づくり、体力づくりで活用
- ・ 各種イベントを開催
- ・ 災害時の活用を視野に入れた強固な施設

目標Ⅲ 「交流人口拡大」の拠点整備

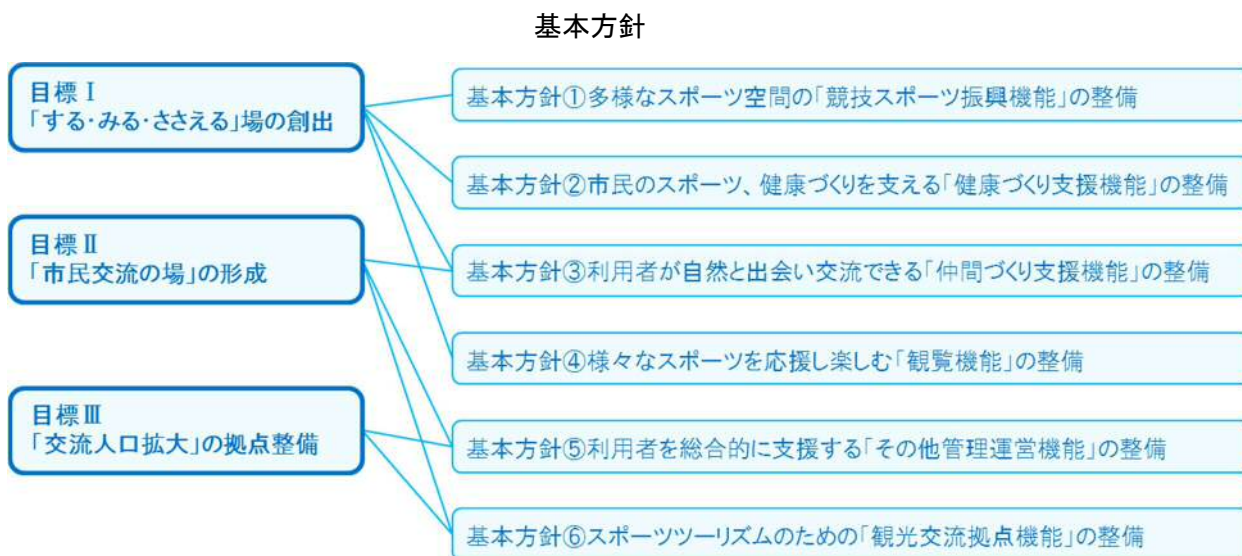
- ・ スポーツを通じた観光交流の場
- ・ 合宿を中心としたスポーツ交流・スポーツツーリズムを推進できる施設
- ・ 富士総合運動公園全体としての価値を高められる施設

基本理念及び目標策定までの流れ



2.3. 基本方針

基本コンセプトや基本理念を踏まえ、目標達成に向けた具体的な取組を基本方針として設定します。



基本方針を実現するための施設と運営について整理すると以下のように施設内容・運営の例が考えられます。

	施設(ハード)	運営(ソフト)
①多様なスポーツ空間の「競技スポーツ振興機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> メインアリーナ、サブアリーナ 多目的ルーム トレーニングルーム 等 	<ul style="list-style-type: none"> 公共競技大会の開催 貸館サービス 設備、機材等貸し出しサービス 等
②市民のスポーツ、健康づくりを支える「健康づくり支援機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ロッカー、シャワー、トイレ、温浴 キッズスペース マッサージ 物販店舗 等 	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングサービス 設備、機材等貸し出しサービス 託児サービス マッサージサービス スポーツ用品の販売サービス 等
③利用者が自然と出会い交流できる「仲間づくり支援機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ロビー 広場 カフェ 等 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者対応サービス(案内) イベント企画運営サービス 飲食サービス 等
④様々なスポーツを応援し楽しむ「観覧機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> 客席(固定、可動) 	<ul style="list-style-type: none"> 来場者対応サービス(受付、もぎり、案内、警備) 等
⑤利用者を総合的に支援する「その他管理運営機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> 事務室 会議室・研修室 医務室 エレベーター、機械・空調・電気室等 	<ul style="list-style-type: none"> 救護サービス 利用者案内サービス 等
⑥スポーツツーリズムのための「観光交流拠点機能」の整備	<ul style="list-style-type: none"> ロビー 多目的室 宿泊施設 キャンプ場 等 	<ul style="list-style-type: none"> 貸館サービス 滞在者向けサービス 等

2.4. 施設規模・整備

ア 施設規模

人口減少時代の到来や財政制約の強まりを踏まえると、総合体育館の規模について、精査・絞り込みによるスリム化や、他自治体の施設との差別化が求められます。そのため、全国大会等の大きな大会の実施頻度を考慮し、県営体育館と競合しない規模とします。

また、総合体育館のスリム化と既存体育館の有効活用を図るため、総合体育館には武道場を整備せず、富士体育館を武道優先施設として位置づけます。

<メインアリーナ>

全国大会やプロスポーツの観戦をターゲットとした県営体育館は、バスケットボールコート 4 面確保できる広さや、2,000 席以上の規模の観客席を設置しています。一方で、県内近隣市では、バスケットボールコート 3 面の広さ、1,000 席以下の観客席としている施設となっています。

また、本市の既存体育館の利用実績を見ると、バスケットボールコート 3 面の広さと 568 席の観客席を持つ富士川体育館で大会利用が、2 面の富士体育館と比較して約 1.5 倍となっていることから、大会利用を考慮した場合バスケットボールコート 3 面の広さが必要だと考えます。

ただし、既存体育館との連携も考慮する必要があるため、本基本構想ではメインアリーナの広さを最大バスケットボールコート 3 面、観客席 1,000 席程度とし、基本計画でニーズや必要性をさらに検討してアリーナの広さと観客席の規模を決定します。

<サブアリーナ>

目標 I の中の「競技スポーツと生涯スポーツが両立する多機能型の施設」を実現するためには、大会や合宿と市民の利用との共存を図る必要があります。

サブアリーナの設置により、メインアリーナで大会開催時でも市民利用を可能としたり、サブアリーナで合宿利用時にもメインアリーナで市民大会が開催可能となったりします。

サブアリーナの広さは施設規模抑制のためバスケットボールコート 1 面とし、利用の幅を広げるため、観客席の設置も検討します。

<その他諸室>

筋力トレーニングや有酸素運動が 1 人でも実施できるトレーニング室、各種スポーツ教室やダンスの練習等多目的に利用できるスタジオ、大会時に役員室等としても利用できる会議室などを設置します。

以上の施設内容を考慮すると、諸室の概算面積は以下の通りとなり、施設規模を簡易的に試算すると、延床面積は 8,000 m²から 12,000 m²程度と想定されます。

諸室及び概算面積

諸室名	概算面積
メインアリーナ（最大バスケット3面）	3,200 m ² （観客席含む）
サブアリーナ（バスケット1面）	1,000 m ²
トレーニング室	300 m ²
スタジオ	100 m ² +50 m ²
会議室	30 m ²
共用部分等（ロビー、トイレ等）	4,000 m ²

イ 概算工事費

近年の建設需要により工事費の変動が大きいため、実際の工事費を推定するのは非常に困難です。しかしながら、今後の財政計画等を立てる上で、工事費をある程度把握しておく必要があります。

最近の他自治体の事例等では、おおよそ50万円/m²程度で建設されているケースが見られるため、仮にこの金額で工事費を計算すると、40億から60億円程度の工事費になると想定されます。

ただし、この工事費の想定は本基本構想でおおまかな工事費をイメージするためのものであり、建設に向けた次のステップである基本計画策定時に詳細な検討を行います。

ウ 施設運営

① 富士総合運動公園各施設との連携

総合体育館を交流人口拡大の拠点として整備するには、富士総合運動公園内の他の施設や、富士総合運動公園周辺での誘致が進められている民間の宿泊施設等の施設との連携を検討する必要があります。

② 事業手法

事業化に際しては、市民サービスの向上、建設コストの低減と平準化、収益性などのメリットを考慮し、民間事業者のノウハウを積極的に活用できるよう検討する必要があります。

公共施設整備の事業手法には、従来から行われている「設計・施工・維持管理分離発注方式」、民間のノウハウを活用した「設計・施工一括発注方式+包括民間委託方式」及び「PFI方式」が考えられます。

事業化の手法については『富士市 PPP/PFI※の手引き』等を踏まえ、建設に向けた次のステップである基本計画策定時に詳細に検討していきます。

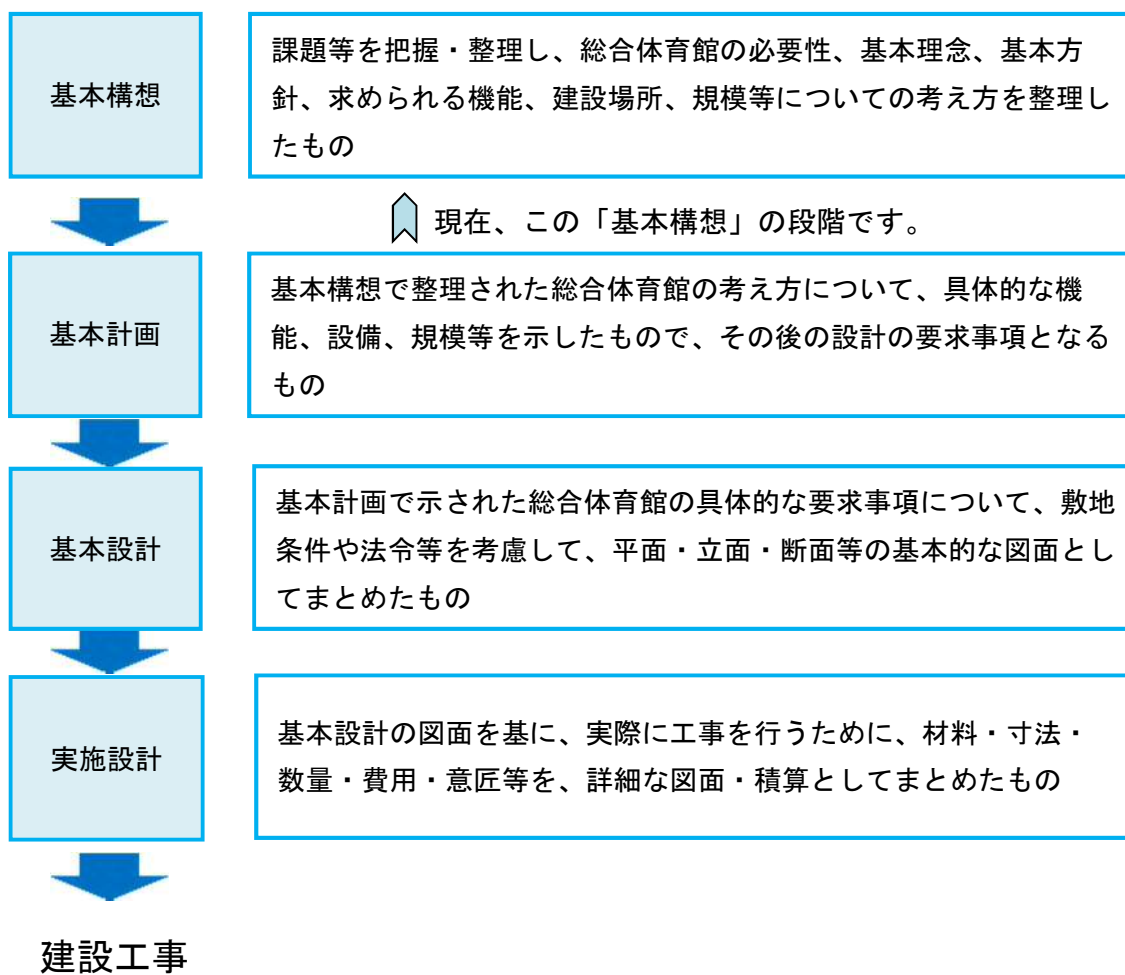
※PPP/PFI：p.25 下段参照

2.5. 基本計画で検討する事項

本基本構想では、現状と課題を整理・分析し、基本理念・基本方針、施設規模の概略等を検討し示してきましたが、施設規模や設備の詳細、具体的な建設場所、民間事業者との連携等については、建設に向けた次のステップである基本計画策定時に、市民や関係団体及び民間事業者からの意見聴取、富士総合運動公園全体の将来構想等を踏まえて検討していきます。

2.6. 建設までの流れ

総合体育館建設までの流れは以下の通りです。



3. 参考資料 1 : 法令及び各種計画等との関連

3.1. スポーツ施策関連法令

スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

【法律の概要】

スポーツの基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定める。

【本基本構想との関連】

- スポーツによる地域の全世代及び地域間交流の基盤形成の推進
- スポーツ施設の整備、運用の改善その他の必要な施策の実施
- スポーツ団体とスポーツ産業に係る事業者との連携及び協力の促進

3.2. 国のスポーツ関連計画及びガイドライン

ア 第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年スポーツ庁策定）

【計画の概要】

スポーツ基本法に基づき、平成 29 から平成 34 年度までの 5 年間において、スポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として定める。

【本基本構想との関連】

- 海・山・川など地域独自の自然や環境等の資源とスポーツを融合したスポーツツーリズムの資源開発その他のスポーツを通じた地域活性化の推進
- 施設の長寿命化、有効活用及び集約化・複合化等の推進によるスポーツ施設のストックの適正化
- スポーツ施設の新改築、運営方法の見直しにあたり、PPP/PFI の民間活力導入を推進

イ スポーツ施設のストック適正化ガイドライン（案）（平成 29 年スポーツ庁策定）

【ガイドラインの概要】

スポーツ施設の現状を把握し、スポーツ施設のストック適正化の必要性及び基本的な考え方（スポーツ施設の特徴）等を整理した上で、地方公共団体が行う個別施設計画策定の手順を示したガイドラインとして策定された。

【本基本構想との関連】

- 施設の機能保持に適用可能な手法として、財源の確保や維持管理の効率化等の面から PPP/PFI 導入等の民間活力導入の可能性を提示

- 総量コントロールに適用可能な手法として施設の集約化・複合化等を提示
- 施設不足の解消に適用可能な手法として、PPP/PFI 等の民間資金活用の検討を踏まえた新規整備について言及

ウ スタジアム・アリーナ整備に係る資金調達手法・民間資金活用プロセスガイド

(平成 29 年スポーツ庁・経済産業省策定)

【ガイドラインの概要】

「スタジアム・アリーナ改革指針」(平成 28 年スポーツ庁策定)のもとに、官民が一体となりスタジアム・アリーナの整備を行う際の民間資金活用等に関する論点を取りまとめるガイドラインとして策定された。

【本基本構想との関連】

- 商業施設や福祉健康施設等、都市に不足する機能を補完し、地域の実情に合わせ他施設と複合化を行うことにより、まちづくりの中核となる施設として整備することを提示
- 地域の集客施設として公益性のある「観るスポーツ」施設により、収益を最大化・多元化

3.3. 県のスポーツ関連計画

静岡県スポーツ推進計画 (平成 26 年静岡県策定)

【計画の概要】

国の「スポーツ基本計画」を受け、「静岡県スポーツ振興基本計画」の内容を見直しのうえ、平成 32 年までにおける県のスポーツ推進の基本的な方向性を示す。

【本基本構想との関連】

- 各自治体及び関係スポーツ団体と連携し、自然環境、企業、人材、施設等の地域資源を活用したスポーツの拠点づくりの検討
- 産学官の連携のもと地域の資源等を活用した新サービス・商品の開発の実施等、スポーツを活用した産業の推進
- 静岡県の豊かな自然環境の活用とともにスポーツを地域の観光資源とする「スポーツツーリズム」「グリーンツーリズム」の推進

3.4. 本市の上位計画及び関連計画

ア 第五次富士市総合計画 後期基本計画（平成 28 年富士市策定）

【計画期間等】

平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする。

【計画の概要】

「富士山のふもと しあわせを実感できるまち ふじ」を目指す都市像とするとともに、若い世代の人口確保を最上位目標に掲げ、産業の活性化、都市の魅力向上等を戦略的に進めてきた「富士市都市活力再生ビジョン」の理念を引き継ぎ、重点的に実施する新たな成長戦略である都市活力再生戦略を展開する。平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間にわたる総合計画のうち後期 5 カ年について定める。

【本基本構想との関連】

- 「見る」スポーツとしての全国規模の大会の開催・支援
- スポーツを楽しめる環境や総合体育館の整備について検討
- 富士山などの自然を活かした体験型観光及び「見る」「遊ぶ」「食べる」「買う」「泊まる」を基本とした滞在型観光の推進
- 地区資源の農林業、食、名所、公園等を連携させ、観光資源として有効活用することによる地域活性化の推進（大淵地区）

イ 富士市スポーツ推進計画後期計画（平成 28 年富士市策定）

【計画期間等】

平成 28 年度から平成 32 年度までを計画期間とする。

【計画の概要】

スポーツ基本法改正の趣旨を踏まえ「富士市スポーツ振興計画」の見直しを行い、平成 32 年度までの 5 年計画として策定する。

【本基本構想との関連】

- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿をはじめ、各種の全国大会、競技大会などの誘致に向け、スポーツ施設の充実を推進
- スポーツウェルネス交流ゾーン内の富士総合運動公園隣接地に宿泊施設の誘致を図るとともに、宿泊事業者との連携を強化
- 世界遺産富士山を活かし、全国から注目されるスポーツイベント開催によるスポーツの推進

ウ 富士市公共施設再編計画（平成 28 年富士市策定）

【計画期間等】

平成 28 年度から平成 67 年度までの 40 年間を見据えて、検討を行う。

【計画の概要】

「富士市公共施設マネジメント基本方針」（平成 27 年策定）に掲げる目標を具現化するため、平成 67 年度までの 40 年間を見据え、公共施設の再編の手法や留意すべきポイントを定める。

【本基本構想との関連】

- 利用状況や他施設との代替性に応じて適正な建物規模へ見直しを行い、他の類似施設との機能統合を実施
- 市場性や収益性が高い施設は、PFI の導入等の積極的な民間活用や周辺自治体との共同設置を検討
- 熱源供給が停止される温水プールについては廃止を検討
- 上記再編手法により、40 年間でスポーツ施設全体の延床面積 30%を削減

エ 富士市観光基本計画（平成 27 年富士市策定）

【計画期間等】

平成 27 年度から平成 36 年度までを計画期間とする。

【計画の概要】

第五次富士市総合計画を実現するための 10 年間の個別計画として、富士山を最大限活用した市ならではの観光による地域産業活性化を推進するための施策を示す。

【本基本構想との関連】

- アルティメット全国大会や UTMF 等の魅力あるスポーツイベントの継続的实施のため、受入態勢の強化・充実を実施
- 県富士水泳場を活用した水泳競技を中心に、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けた合宿誘致活動の推進
- 宿泊事業者との連携によりスポーツ大会や合宿等の誘致や、大会参加者の滞在延長に向けた取り組みの推進

オ 第四次国土利用計画（富士市計画）（平成 27 年富士市策定）

【計画期間等】

平成 25 年を基準年次とし、平成 37 年を目標年次とする。

【計画の概要】

土地利用の量的調整や魅力ある土地利用を展開するとともに、土地に対する市民意識の啓発などを含めた幅広い対応を図るため、計画的で総合的な土地利用に関する指針を定める。

【本基本構想との関連】

大淵・青葉台地区の新東名高速道路沿道周辺を「スポーツウェルネス交流ゾーン」と設定し、農用地としての土地利用に配慮しつつ、スポーツや健康を通じた交流拠点を形成

